

シップリサイクル条約を巡る国際的動向（2016年度）

（はじめに）

シップリサイクル条約は、船舶の解体作業（リサイクル）における労働安全と環境保護等を目的とし、2009年に香港で採択されました。世界各国は条約の実施に向け、国際的ガイドラインの策定・承認等の作業を進めると共に各国の法制化に取り組み、現在（2017年3月）5カ国（ノルウェー、コンゴ、フランス、ベルギー及びパナマ）が批准しています。

わが国では、国土交通省海事局船舶産業課が事務局となった「シップリサイクル条約の批准に向けた検討会」が2013年12月から開催され、2015年9月には第3回検討会が開催されています。

（シップリサイクル条約とEU域内規制）

シップリサイクル条約とほぼ同等の規制内容であるEU域内法は2013年12月30日に発効しています。EU域内法では、EU域内法に適合しEUリストに掲載された解撤施設（以下「EUリスト掲載施設」という。）の解撤能力が250万LDTを超えた日から6ヵ月後、又は2018年12月31日のいずれか早い日から適用が開始されることになっています。また、EUに寄港する非EU籍船については、2020年12月31日から、インベントリを保有することが義務付けられ、PSCにより確認されることになっています。

（シップリサイクル条約の発効要件）

シップリサイクル条約は、①15カ国以上が締結、②締結国の商船船腹量の合計が全世界の船腹量の40%以上となること及び③締結国の直近10年における最大年間解撤量の合計が締結国の商船船腹量の3%以上となること、という3つの要件が満たされた後、24ヶ月後に発効することとなっています。上記EU域内法により、EU加盟国（28ヶ国、21.1%）は順次条約を批准するものと思われます。2016年9月、世界最大の船籍国（18.1%）であるパナマが批准し（別紙1）、前述の①及び②の要件が満たされることが確定的になりました。また、Class NKによれば、2016年12月までにClass NKが認証したリサイクル施設は、12施設（日本 1、中国 4、インド 7）となり、インド及び中国が批准すると条約の発効要件が満たされるとのことです。

当協会においても、外航船主の方々、海外売船を計画している内航船主の方々を支援するため、これらの情報を的確に提供するとともに、中国上海で開催されたBreak Bulk（2017年3月）でポスター掲示（別紙2）等を行いました。